

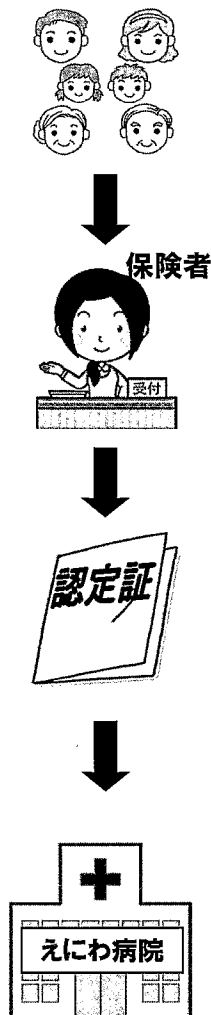
70歳未満の方で

高額な医療費をご負担になる患者さまへ

高額療養費制度のご案内

★ 70歳未満の方が入院し、ひと月あたりの医療費の自己負担額が高額になった場合、入院前に『限度額適用認定証』の申請を行うことにより一定額のお支払いで済み、退院時に窓口で多額の現金をお支払いいただく必要がなくなります。

★ 手続きの流れ



① 申請

【主な申請窓口】 ※ お持ちの保険証をご確認下さい。

- 国民健康保険 : 市区町村の国民健康保険の窓口
- 健康保険組合 : 各健康保険組合
- 共済組合 : 各共済組合
- 全国健康保険協会 : 管轄の全国健康保険協会

【申請に必要なもの】

- 保険証
- はんこ
- 非課税証明書（低所得の方のみ）

② 交付

- 国民健康保険にご加入の方
→ 申請日当日に『限度額適用認定証』が交付されます。
- 国民健康保険以外にご加入の方
→ 後日、ご自宅へ『限度額適用認定証』が交付されます。

③ 提示

交付された限度額適用認定証は、入院時に『入退院受付』の窓口へ必ずご提示ください。

【注意事項】

- 上記の手続きを行わなかった方に対しては、従来通り 3割 負担で請求させていただきます。
- 限度額適用認定証の交付には日数を要しますので、必ず入院前に申請手続きを行って下さい。

★医療費の限度額（自己負担限度額）は・・・
被保険者の所得区分に応じて決まります。

所得区分		ひと月あたりの自己負担限度額
ア	年収約 1,160 万円～の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
イ	年収約 770 ～ 約 1,160 万円の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
ウ	年収約 370 ～ 約 770 万円の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
エ	～ 年収約 370 万円の方	57,600円
オ	住民税非課税の方	35,400円

※1 限度額については、患者様の所得に応じて異なります。

※2 食事代・個室料（差額室料）・病衣代・文書料等は、対象になりません。

☆ ご不明な点がございましたら、1階『医療相談』5番窓口まで、お尋ね下さい☆

医療法人社団 我友会〈わじょかい〉

わ え に わ 病 院

TEL (0123) 33-2333